令和3年11月

狛江市議会第4回定例会提出議案

2 東京都狛江市

# 提 出 議 案

			<b>%</b> _
1	議案第43号	令和3年度狛江市一般会計補正予算(第8号)	-4-
2	議案第44号	令和3年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)	-30-
3	議案第45号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	-31-
4	議案第46号	狛江市職員の勤務時間,休日,休暇等に関する条例の一部を改正する条例	-32-
5	議案第47号	狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	-34-
6	議案第48号	狛江市都市計画事業基金条例の一部を改正する条例	-36-
7	議案第49号	狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	-37-
8	議案第50号	狛江市下水道使用料条例の一部を改正する条例	-39-
9	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会 同設置規約の変更について	-40-
10	議案第52号		-42-

- 11 同意第2号 狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて -49-
- 12 同意第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて -50-

# 議案第 43 号

令和3年度狛江市一般会計補正予算(第8号)

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

# 提案理由

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

# 議案第43号別紙

# 令和3年度

狛江市一般会計補正予算(第8号)

# 令和3年度狛江市一般会計補正予算(第8号)

令和3年度狛江市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,717,070千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は, 「第一表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第二表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 11 月 26 日 提出

狛 江 市 長

松原俊雄

#### 

歳 入

	款					項			補正前の額(千円)	補 正 額(千円)	計 (千円)
15. 国	庫	支 出	金						6, 115, 653	211, 590	6, 327, 243
				1. 国	庫	負	担	金	4, 972, 904	87, 045	5, 059, 949
				2. 国	庫	補	助	金	1, 116, 338	124, 545	1, 240, 883
16. 都	支	出	金						5, 220, 878	15, 651	5, 236, 529
				1. 都	負		担	金	1, 691, 261	11, 546	1, 702, 807
				2. 都	補		助	金	3, 268, 035	2, 176	3, 270, 211
				3. 委		託		金	261, 582	1, 929	263, 511
21. 諸	Ī	収	入						476, 445	7, 969	484, 414
				5. 雑				入	464, 142	7, 969	472, 111
歳		入		合		•	言	+	32, 481, 860	235, 210	32, 717, 070

歳出

	款				項			補正前の額(千円)	補 正 額(千円)	計 (千円)
2. 総	務	費						3, 326, 161	△11, 296	3, 314, 865
			1. 総	務	管	理	費	2, 557, 895	$\triangle 4,796$	2, 553, 099
			2. 徴		税		費	369, 160	△6, 500	362, 660
3. 民	生	費						16, 200, 221	41, 301	16, 241, 522
			1. 社	会	福	祉	費	6, 067, 951	41, 588	6, 109, 539
			2. 児	童	福	祉	費	7, 711, 353	△287	7, 711, 066
4. 衛	生	費						2, 775, 805	198, 297	2, 974, 102
			1. 保	健	衛	生	費	1, 516, 381	197, 297	1, 713, 678
			2. 清		掃		費	1, 259, 424	1,000	1, 260, 424
7. 商	工	費						299, 046	6, 500	305, 546
			1. 商		エ		費	299, 046	6, 500	305, 546
8. 土	木	費						1, 933, 185	△12, 737	1, 920, 448
			1. 土	木	管	理	費	150, 873	△12, 950	137, 923
			4. 都	市	計	画	費	1, 290, 472	213	1, 290, 685
10. 教	育	費						4, 273, 538	1, 806	4, 275, 344
			1. 教	育	総	務	費	524, 024	1, 237	525, 261
			2. 小	学		校	費	1, 393, 171	△5, 185	1, 387, 986
			3. 中	学		校	費	898, 695	584	899, 279
			6. 保	健	体	育	費	132, 285	5, 170	137, 455
11. 公	債	費						1, 708, 458	△16, 204	1, 692, 254
			1. 公		債		費	1, 708, 458	△16, 204	1, 692, 254
12. 諸	支 出	金						323, 977	24, 543	348, 520
			1. 基		金		費	323, 977	24, 543	348, 520
13. 予	備	費						30,000	3,000	33, 000
			1. 予		備		費	30,000	3, 000	33, 000
歳	i	出	É	<u>}</u>		Ī	計	32, 481, 860	235, 210	32, 717, 070

# 第二表 債務負担行為補正

中 位		補	正	前		1	浦 正	後	
事 · 供	期	間	限	度	額	期間	限	度	額
狛江市土地開発公社が令和3年度に行う公 共 用 地 の 先 行 取 得 事 業						令和4年度から 令和8年度まで	狛江市土地開発 得する用地等の	後公社が令注 の買取に要	和3年度中に取する額

狛江市一般会計補正予算(第8号)

歳入歳出予算事項別明細書

1.総括(歳入)

	款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
	-la -l			千円	千円	千円
15. 国	庫・ラ	支 出	金	6, 115, 653	211, 590	6, 327, 243
16. 都	支	出	金	5, 220, 878	15, 651	5, 236, 529
21. 諸	Ц	又 又	入	476, 445	7, 969	484, 414
歳	入	合	計	32, 481, 860	235, 210	32, 717, 070

(歳 出)

							補	正	額	の財	源	内 訳
		款		補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源	一般財源
							国 支 出	金 着	都 支 出 金	地 方 債	その他	/1/X /X/1 1//K
				千円	千円	千円		千円	千円	千円.	千円	千円
2.	総	務	費	3, 326, 161	$\triangle 11,296$	3, 314, 865		0	0	C	0	△11, 296
3.	民	生	費	16, 200, 221	41, 301	16, 241, 522	25, 3	307	11, 546	C	0	4, 448
4.	衛	生	費	2, 775, 805	198, 297	2, 974, 102	153, 5	50	2, 176	C	7, 969	34, 602
7.	商	工	費	299, 046	6, 500	305, 546	5, 0	000	0	C	0	1,500
8.	土	木	費	1, 933, 185	$\triangle 12,737$	1, 920, 448		0	0	C	0	△12, 737
10.	教	育	費	4, 273, 538	1, 806	4, 275, 344	3, 6	517	0	C	0	△1,811
11.	公	債	費	1, 708, 458	△16, 204	1, 692, 254		0	0	C	0	△16, 204
12.	諸   支	出	金	323, 977	24, 543	348, 520		0	0	C	0	24, 543
13.	予	備	費	30,000	3,000	33, 000		0	0	(	0	3, 000
歳	出	合	計	32, 481, 860	235, 210	32, 717, 070	187, 4	74	13, 722	C	7, 969	26, 045

#### 2. 歳 入

#### (款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

	El .	補正前の額	補正額	計	飾				説	明
	Г	111177114 12 12	1111 112 1150	н	区	分	金	額	N.C.	91
		千円	千円	千円				千円		千円
1	. 民 生 費	4, 590, 712	23, 094	4, 613, 806	4. 障 7	びい 者		23, 094	1. 障がい福祉サービス費等負担金	17, 429
	国庫負担金				自立三	支援事業費			4. 自立支援医療費負担金	5, 665
İ					負	担 金				
2	. 衛 生 費	346, 833	63, 951	410, 784	1. 保健	衛生費		63, 951	2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	
	国庫負担金				負	担 金				
	計	4, 972, 904	87, 045	5, 059, 949						

#### (項) 2. 国庫補助金

	Ħ		補正前の額	補正額	計		節			説	眀
	Н		111111111111111111111111111111111111111		н	区	分	金	額	I/U	21
1	 . 総 務		千円 335, 451	千円 37, 683	千円 373, 134	1. 総 彩	务管 理 費		千円 37, 683	3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 🕏
	国庫補	助金				補	助 金				
2.	. 民 生	費	491, 647	2, 213	493, 860	4. 児 童	超福 祉費		2, 213	9. 子ども・子育て支援事業費補助金	
	国庫補	助金				補	助 金				
3.	. 衛 生	費	201, 835	84, 649	286, 484	1. 保 億	建衛 生費		84, 649	3. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助	<b>力金</b>
	国庫補	助金				補	助 金				
	計		1, 116, 338	124, 545	1, 240, 883						

#### (款) 16. 都支出金

(項) 1. 都負担金

目	補正前の額	補正額	<u>≓</u> +		節			説	明
	111111111111111111111111111111111111111		μι	区	分	金	額		71
	千円	千円	千円				千円		千円
1. 民生費都負担金	1, 680, 214	11, 546	1, 691, 760	5. 障	がい者		11,546	1. 障がい福祉サービス費等負担金	8, 714
				自立	支援事業費			4. 自立支援医療費負担金	2,832
				負	担 金				
計	1, 691, 261	11, 546	1, 702, 807						

# (項) 2. 都補助金

Ħ	補正前の額	補 正 額	補 正 額 計 節			說	眀		
	111111111111111111111111111111111111111	1111 1112 1150	Н'	区	分	金	額	иш	91
3. 衛生費都補助金	千円 98, 615	千円 2, 176	千円 100, 791	1. 保健衛補 助			<sup>手円</sup> 2, 176	1. 健康増進事業補助金	千円
計	3, 268, 035	2, 176	3, 270, 211	<b>-</b>	7, 112				

#### (項) 3. 委託金

Ħ	補正前の額	補正額	計		節			説	眀
	1111111111111111	1111 1112 1154	н	区	分	金	額	<i>1</i> /L	9.
	千円	千円	千円				千円		千円
1. 総務費委託金	216, 879	1, 929	218, 808	2. 徴税費	費委託金		1,929	1. 都民税取扱委託金	
計	261, 582	1, 929	263, 511						

# (款) 21. 諸収入

# (項) 5. 雑入

	目	補正前の額	補 正 額	<b>≅</b>  •		節			説	明	
	П		111111111111111111111111111111111111111	1111 1112 1124	н	区	分	金	額	1/u	<i>7</i> 1
Г			千円	千円	千円				千円		千円
	1. 雑	入	464, 142	7, 969	472, 111	6. 雑	入		7, 969	6. 雑入	
	計		464, 142	7, 969	472, 111						

# 3. 歳 出

#### (款) 2. 総務費

# (項) 1.総務管理費

						補	正	額	の	財	沥	Ī	内	訳			節			
目	補正前の額	補	正	額	計	特		定		財		源		一般財源	_			l .	説	明
						国支出金	都	支出金	地	方 債	そ	の	他	/\(\text{V}\) \(\text{V}\)		区	分	金額		
	千円			千円	千円	千円		千円		千円			千円	千円				千円		千円
1. 一般管理費	1, 542, 211		$\triangle 4$ ,	796	1, 537, 415									△4, 796						
														△12, 800	1.	報	酬	8, 004	1. 人件費	$\triangle 12,800$
															2.	給	料	△5,000	〔職員課〕	
															3.	職員	手当等	△7,800	給料	△5,000
																			一般職給	
																			職員手当等	△7,800
														8, 004					8. 職員管理費	8, 004
																			〔職員課〕	
																			幸長西州	8, 004
																			一般事務報酬	
計	2, 557, 895		△4,	796	2, 553, 099									△4, 796						

# (項) 2. 徴税費

				補	正 額	の財	源 内	訳	節			
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源		I	説	明
				国支出金	都支出金	地方債	その他		区 分	金額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円		千円
1. 税務総務費	237, 781	$\triangle 6,500$	231, 281					△6, 500				
								△6, 500	2. 給 料	△1,800	1. 人件費	△6, 500
									3. 職員手当等	△3, 300	〔職員課〕	
									4. 共 済 費	△1, 400	給料	△1,800
											一般職給	
											職員手当等	△3, 300
											共済費	△1, 400
計	369, 160	△6, 500	362, 660					△6, 500			_	-

# (款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

					補	正 額	Ø	財	源	内	訳		節				
	目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財		源		一般財源			Ι.		説	明
					国支出金	都支出金	地方	債	その	他	/4X X1 1/4		区 分	金	額		
1	. 社会福祉	<sub>千円</sub> 1, 866, 321	千円 △3, 600	千円 1, 862, 721	千円	千円		千円		千円	<sup>千円</sup> △3, 600				千円		千円
	総務費	1, 000, 521	△3,000	1,002,721				ŀ				3.	職員手当等		\3. 600	   1. 人件費	△3, 600
	1/L 1/3										20,000	<u> </u>	1802 1 = 1	<del></del>		〔職員課〕	
																職員手当等	△3, 600
5	. 国民年金費	18, 536	△1,000	17, 536							△1,000						
											△1,000	3.	職員手当等	Δ	<b>\1,000</b>	1. 人件費	△1,000
																〔職員課〕	
																職員手当等	△1,000
8	. 障 が い	1, 499, 002	46, 188	1, 545, 190	23, 094	11, 546					11, 548						
	サービス費				17, 429	8, 714					8, 715	19.	扶 助 費		46, 188		34, 858
																[高齢障がい課]	
																扶助費	34, 858
								ļ								施設サービス費	
								ļ									/— · · ·
ļ																10. 自立支援医療給付費	
					5, 665	2, 832					2, 833					療)	11, 330
								ļ								〔高齢障がい課〕	
								ļ								扶助費	11, 330
																自立支援医療給付費	(更生
																医療)	
	計	6, 067, 951	41, 588	6, 109, 539	23, 094	11, 546					6, 948						

(項) 2. 児童福祉費

				補	正 額	の財	源 内	訳	節			
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源		<u> </u>	説	明
				国支出金	都支出金	地方債	その他	/4X X1 1//	区 分	金額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1. 児童福祉	2, 272, 600	713	2, 273, 313	2, 213				$\triangle 1,500$				
総 務 費								△1, 500	3. 職員手当等	△1,500	1. 人件費	△1,500
									12. 委 託 料	2, 213	〔職員課〕	
											職員手当等	△1,500

					2, 213					6. 児童手当	2, 213
										〔子ども政策課〕	
										委託料	2, 213
										児童手当システ	ム改修委託
4. 1	保育園費	855, 309	△1,000	854, 309			△1,000				
							△1,000	3. 職員手当等	△1,000	1. 人件費	△1,000
										〔職員課〕	
										職員手当等	△1,000
	計	7, 711, 353	△287	7, 711, 066	2, 213		$\triangle 2,500$				

# (款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

	1. /////			補	正額	の	財	源	Ī P	勺	訳		節				
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	貝	才		源		. 机 田 活			1		記	明
				国支出金	都支出金	地 ナ	ラ 債	そ	の f	他	一般財源	区	分	金	額		
# /FT feth. /the / I .	千円	千円	千円	千円	千円		千円		Ŧ	- <b>m</b>	千円				千円		千円
1. 保健衛生	469, 132	25, 078	494, 210		2, 176						22, 902	G /A	del			- 1 M #	
総務費										_	20, 100		料		4,000		20, 100
												3. 職員		<u> </u>	14, 100	〔職員課〕	
												4. 共			2,000		4,000
												12. 委	託 料		4, 978		
																職員手当等	14, 100
																共済費	2,000
					2, 176						2, 802					2. 一般事務費	4,978
																〔健康推進課〕	
																委託料	4, 978
																保健事業支援システム	ム改修
																委託	
2. 予 防 費	914, 024	161, 519	1, 075, 543	153, 550					7, 9	69							
				4, 950								1. 報	西州		3, 421	3. 感染症予防	4, 950
												3. 職員	手当等		967	〔健康推進課〕	
												10. 需	用費		8, 950	需用費	4, 950
												1. 消	耗品費		8, 950	消耗品費	(4,950)
												11. 役	務費		2, 500	事業用消耗品	
												1. 通	信		2, 500		
				148, 600					7, 9	69		運	搬費			12. 新型コロナ予防接種	156, 569

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(454)	H-19 (X				C 141			補	正	額	0	則	-	源	内		訳			節				
目	補正前の額	補	i I	至 額		計	特			定		財		1	原		一般財源	-			1		説	明
							国支占	出 金	都习	出金	地	方(	責 -	そ (	の 他	<u> </u>			区	分	金	額		
	千円			千円		千円		千円		千円		Ŧ	円		千円	]	千円		<b>-</b>	=< \psi		千円		千円
2.																		-		託料		112, 595		種至
																		13.		料及び		816		0.401
																		1.7		借料		F 000	報酬	3, 421
																		$\vdash$		品購入費		5, 000	一般事務補助報	
																		18.		担金, 助及び		27, 270	   一般事務報酬	1, 325 2, 096
																				が 及 ひ 付 金			一	2, 096 967
																			文	刊 並				4,000
																							而用質   消耗品費	(4, 000)
																							事業用消耗品	2,000
																							医療用消耗品	2,000
																							と	2, 500
																							通信運搬費	(2,500)
																							郵送料	(2, 333)
																							委託料	112, 595
											1												新型コロナ予防	
													İ										援業務委託	18, 000
											Ì												接種券等作成・	封入封かん
																							委託	5,000
																							医療廃棄物運搬	• 処理委託
																								990
																							新型コロナウイ	ルスワクチ
																							ン接種請求支払	事務委託
																								6,000
																							新型コロナ予防	接種会場設
																							置等委託	10, 000
																							新型コロナ予防	接種会場運
																							営委託	58, 000
																							新型コロナワク	
																							内チラシ作成及	
																							委託	2, 105

										新型コロナワクラ	チン接種予
										診票データ化業務	-
											3,000
										臨時シャトルバン	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
											4, 500
										新型コロナウイル	· ·
										予防接種業務委割	
										医療機関分)	5, 000
										使用料及び賃借料	816
										モバイルルータ-	-借上 60
										複合機借上	65
										携帯電話借上	109
										駐車場用地借上	160
										手話通訳システム	ム借上 122
										接種会場借上	300
										備品購入費	5,000
										事業用備品	
										負担金,補助及び交付	寸金 27, 270
										新型コロナウイル	レスワクチ
										ン接種費負担金	
										新型コロナウイル	
										ン接種医療機関性	岛力金
											4, 000
										新型コロナワクラ	
										動支援補助金	500
5. 自然保護費	85, 185	10, 700	95, 885				10, 700				
			-				10, 700	2. 給 料		1. 人件費	10, 700
								3. 職員手当等	3, 500	〔職員課〕	
								4. 共 済 費	1, 500		5, 700
										一般職給	0 500
										職員手当等	3, 500
⇒1.	1 F16 901	107 007	1 710 670	150 550	0 170	7 000	22 600			共済費	1, 500
計	1, 516, 381	197, 297	1, 713, 678	153, 550	2, 176	7, 969	33, 602				

(項) 2. 清掃費

						補	正 額	Ø	財	源	勺	訳			節	i			
	目	補正前の額	補	正額	計	特	定	財		源		一般財源				1.		説	明
						国支出金	都支出金	地方	債	そのか	他	//X X1 1//		区	分	金	額		
Г		千円		千円	千円	千円	千円		千円	Ŧ	-円	千円					千円		千円
	<ol> <li>清掃総務費</li> </ol>	110, 214		1,000	111, 214							1, 000							
												1, 000	2.	給	料		600	1. 人件費	1,000
													4.	共	済 費		400	〔職員課〕	
																		給料	600
																		一般職給	
																		共済費	400
	<b>=</b> +	1, 259, 424		1,000	1, 260, 424							1,000							

# (款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

						補	正 額	の	財	源	内	訳	節			
目		補正前の額	補正	E 額	計	特	定	貝	才		源	一般財源			説	明
						国支出金	都支出金	地力	す 債	そ	の他		区 分	金額		
1. 商工約	公	千円 55, 384		千円 1,500	千円 56, 884	千円	千円		千円		千円	千円 1,500		千円		千円
1. 101-1-1	心历具	55, 504		1, 500	50,004								2. 給 料	1, 500	   1. 人件費	1,500
															〔職員課〕	
															給料	1,500
															一般職給	
2. 商		233, 593		5,000	238, 593	5,000										
振り	興 費												18. 負担金,	5, 000	6. 中小企業者緊急対策応払	爰事業
						5, 000							補助及び			5,000
													交 付 金		〔地域活性課〕	
															負担金、補助及び交付金	5,000
															地域経済持続支援金	
計		299, 046		6, 500	305, 546	5,000						1, 500				

# (款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

				補	正 額	の具	オ	源	内	訳			節				
目	補正前の額	補正額	計	特	定	財		源	į	一般財源				Ι.		説	明
				国支出金	都支出金	地方	債	その	他	州文 州 10六		区	分	金	額		
1 1.十分公子女事	千円 150,972	千円 4.19, 050	千円 127,022	千円	千円	Ŧ	F円		千円	千円					千円		千円
1. 土木総務費	150, 873	$\triangle 12,950$	137, 923							$\triangle 12,950$							
										△13, 300	_		料		∆5, 000		△13, 300
											3.	職員手	当等		∆5, 800	〔職員課〕	
											4.	共 済	費		∆2, 500	給料	△5, 000
											18.	負担:	金,		350	一般職給	
												補助	及び			職員手当等	△5,800
												交 付	士 金			共済費	△2, 500
										350						3. 土地開発公社	軍営関係費 350
																〔整備課〕	
							İ									負担金,補助及び	交付金 350
																土地開発公社	軍営費補助金
計	150, 873	△12, 950	137, 923							△12, 950							

(項) 4. 都市計画費

							補	正	額	の	財		源	内	訳			節				
	目	補正前の額	補	正	額	計	特		定		財		ì	原	一般財源				I		説	明
							国支出金	都	支出金	地	方 債	Ī.	そり	り他	/IX X1 1//	X		分	金	額		
		千円			千円	千円	千円		千円		Ŧ.F	9		千円	千円					千円		千円
4	. 公園緑地費	187, 528			213	187, 741									213							
															213	10.	需	用費		18	1. 都市公園維持管理費	213
																5.	光	熱水費		18	〔環境政策課〕	
																12.	委	託 料		195	需用費	18
																					光熱水費	(18)
																					電気料	
																					委託料	195
																					都市公園施錠等管理委	託
																						137
																					倉庫設置委託	58
	1111	1, 290, 472			213	1, 290, 685			•		•				213	•	, and the second					

# (款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

						補	正	額	の		財	源	内	訳			節				
目	補正前の額	補	正	額	計	特		定		財			源	一般財源	_			Τ.		説	明
						国支出金	都支	出金	地	方	債	そ	の他			区	分	金	額		
0 = 7 = =	千円			門	千円	千円		千円			千円		千円		ı				千円		千円
2. 事務局費	185, 406		$\triangle$	'00	184, 706									△700				_			
														△700	3.	職員	手当等		△700	1. 人件費	△700
																				〔職員課〕	
																				職員手当等	△700
3. 教育指導費	334, 296		1, 9	37	336, 233									1, 937							
															12.	委	託 料		1, 937	28. オリンピック・	・パラリンピッ
														1, 937						ク教育推進	1, 937
																				〔指導室〕	
																				委託料	1, 937
				İ																オリンピック・	・パラリンピ
											İ									ック観戦引率勢	委託 △3,563
																				オリンピアン賞	学校派遣委託
																					5, 500
計	524, 024		1, 2	237	525, 261									1, 237							

#### (項) 2. 小学校費

							補	正	額	の	財	源	亰	内	訳			節				
	目	補正前の額	補	正	額	計	特	;	定		財		源		一般財源	_					説	明
							国支出金	都支	出金	地	方 債	そ	の	他	/汉 兴 ///		区	分	金	額		
	#1. →~ b → CD =#1	千円			千円	千円	千円		千円		千円			千円	千円					千円		千円
$ ^2$	. 教育振興費	91, 364		△5,	185	86, 179	2, 282								△7, 467							
							1, 136								△3, 347	18.	. 負 !	旦金,		△5, 185	6. 夏季施設関係費	$\triangle 2,211$
																	補具	カ及び			〔指導室〕	
																	交	付 金			負担金,補助及び交付金	$\triangle 2,211$
																					夏季施設事業等補助	金
																						△3, 347
																					夏季施設等代替事業	補助金
																						1, 136
							1, 146								△4, 120						7. 移動教室関係費	$\triangle 2,974$
																					〔指導室〕	
																					負担金,補助及び交付金	$\triangle 2,974$

								移動教室事業等補助金
								△4, 120
								夏季施設等代替事業補助金
								1, 146
計	1, 393, 171	△5, 185	1, 387, 986	2, 282		△7, 467		

# (項) 3. 中学校費

				補	正 額	の財	源 内	訳	節			
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源		I	説	明
				国支出金	都支出金	地方債	その他	/4X X1 V/X	区 分	金額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2. 教育振興費	99, 098	584	99, 682	1, 335				△751				
				1, 335				△751	18. 負担金,	584	7. 修学旅行関係費	584
									補助及び		〔指導室〕	
									交 付 金		負担金,補助及び交付金	584
											修学旅行補助金	△751
											夏季施設等代替事業補	甫助金
												1, 335
計	898, 695	584	899, 279	1, 335				△751				

# (項) 6. 保健体育費

						補	正 額	の	則	ł	源	内	訳			節				
	目	補正前の額	補	正 額	計	特	定		財		源		一般財源						説	明
						国支出金	都支出金	地	方(	責	その	他	加又只切尔		区	分	金	額		
		千円		千円	千円	千円	千円		千	·PJ		千円	千円					千円		千円
2	. 体育施設費	107, 133		5, 170	112, 303								5, 170							
													5, 170	12.	委	託 料		5, 170	1. 体育施設維持管理費	5, 170
																			〔社会教育課〕	
																			委託料	5, 170
																			多摩川緑地公園グラン	ド水
																			道管更新委託	
	計	132, 285		5, 170	137, 455								5, 170							

# (款) 11. 公債費

(項) 1. 公債費

					補	正 額	Ø	財	源	内	訳		節			
目	有	甫正前の額	補 正 額	計	特	定	貝	け		源	一般財源				説	明
					国支出金	都支出金	地 ナ	ケ 債	そ	の他	加文 丸 水		区 分	金額		
	,	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円	千円			千円		千円
1. 元	金	1, 608, 875	5, 382	1, 614, 257							5, 382					
											5, 382	22.	償還金,	5, 382	1. 長期債償還元金	5, 382
													利子及び		〔財政課〕	
													割引料		償還金,利子及び割引料	∤ 5,382
															土木債	208
															臨時財政対策債	5, 174
2. 利	子	99, 583	△21, 586	77, 997							△21, 586					
												22.	償還金,	△21, 586	1. 長期債,一時借入金	( ) 償還利子
											△21, 586		利子及び			△21, 586
											,		割引料		〔財政課〕	,
															-   償還金,利子及び割引料	ŀ △21, 586
															民生債	△408
															土木債	△1,600
															教育債	△3, 308
																△15, 786
															減収補てん債	△484
計		1, 708, 458	△16, 204	1, 692, 254							△16, 204				170 A III C / O IA	

# (款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

					補	正 額	の	財	源	内	訳			節				
目	補正前の額	補	正額	計	特	定		財		源	一般財源			-1	Ι.		説	明
					国支出金	都支出金	: 地	方 債	そ	の他	/IX X1 WK		<u>X</u>	分	金	額		
	千円		千円	千円	千円	千円	J	千円		千円	千円					千円		千円
1. 財政調整	323, 973		24, 543	348, 516							24, 543							
基金費											24, 543	24.	積	立金		24, 543	1. 財政調整基金費	24, 543
																	〔財政課〕	
																	積立金	24, 543
																	財政調整基金積立金	
計	323, 977		24, 543	348, 520							24, 543							

# (款) 13. 予備費

(項) 1. 予備費

				補	正 額	の財	源 内	訳		節			
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源		Τ.		説	明
				国支出金	都支出金	地 方 債	その他	/IX X1 W	区 分	金	額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円		千円
1. 予 備 費	30,000	3,000	33, 000					3, 000					
								3, 000		İ		1. 予備費	3,000
												〔財政課〕	
												予備費	3,000
												予備費	
計	30,000	3,000	33, 000					3, 000					

# 

#### 1 一般職

(1) 総	括	()内は,再任用職員 別掲	, 【】内は,会計年度任用職	長員 別掲			(単位:千円)
区分	職員数(人)			費		共 済 費	습 計
		報酬	給 料	職員手当	<del>計</del>	大 併 賃	
	(13)						
補正後	[517]	710, 750	1, 675, 474	1, 419, 769	3, 805, 993	595, 634	4, 401, 627
	437						
	(13)						
補正前	[511]	699, 325	1, 675, 474	1, 425, 902	3, 800, 701	595, 634	4, 396, 335
	437						
	(0)						
比較	[6]	11, 425	0	△ 6, 133	5, 292	0	5, 292
	0						

<u>(職員手当の</u>内訳)

区分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備考
補正後	283, 341	33, 840	58, 443	9, 180	113, 833	756, 657	207	35, 110	26, 745	102, 413	
補正前	283, 341	33, 840	58, 443	9, 180	103, 233	774, 357	207	35, 110	26, 745	101, 446	
比較	0	0	0	0	10, 600	△ 17,700	0	0	0	967	

\_(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位:千円)

区分	増減額	増減 事 由 別 内 訳		説明		備考
報酬	11, 425	その他の増減分	11, 425	その他の増加分	11, 425	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	給与改定に伴う増減分	0	
給料	0	その他の増減分	0	新陳代謝等に伴う増減分	0	
歌 号 ま ル	A C 100	制度改定に伴う増減分	△ 17,700	制度改定に伴う減少分	△ 17, 700	
職員手当	△ 6, 133	その他の増減分	11, 567	その他の増加分	11, 567	

# (3) 給料及び職員手当の状況 ア 職員1人当たり給与

<u> / 収貝1八ヨたり和子</u>			
区	分	一般行政職	技 能 労 務 職
	平均給料月額(円)	315, 996	308, 166
令和3年11月1日現在	平均給与月額(円)	398, 115	367, 515
	平均年齢 (歳)	42. 0	55. 1
	平均給料月額(円)	314, 289	311, 822
令和3年1月1日現在	平均給与月額(円)	411, 109	374, 669
	平均年齢 (歳)	41. 5	55. 2

イ 初任給

· 1 1/1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
E /	一般行政職(円)	技能労務職 (円)	国の制度		
区 分		技能労務職 (円)	一般行政職(円)		
高 校 卒	145, 600	143, 000	150, 600		
大 学 卒	183, 700		186,700(総合職) 182,200(一般職)		

ウ 級別職員数 ()は,再任用職員 別掲

区分		一般行政	職	1 敝 3 14.3 2 級 (4) (80.0			
□ □ □ □	級	職員数(人)	構成比 (%)	級	職員数(人)	構成比(%)	
	1級	162	48. 4	1 \$75	(1)	(20.0)	
	1 100	102	40.4	1 1/2	3	14. 3	
	2級	(7)	(100.0)	417× C	(4)	(80.0)	
	乙柳久	59	17. 6	2 N/X	15	71.4	
令和3年11月1日現在	3級	54	16. 1	3級	1	4.8	
	4級	49	14. 6	4級	2	9. 5	
	5級	11	3. 3				
	<u></u>	(7)	(100.0)	計	(5) 21	(100.0)	
	рІ	335	100. 0	р	21	100.0	
	1級	163	48. 7	1級	(1)	(20.0)	
	1 ///	103	40.7	1 ///	3	12. 5	
	2級	(6)	(100.0)	2級	(4)	(80.0)	
	乙州久	61	18.2	2 h)X	17	70.8	
令和3年1月1日現在	3級	55	16.4	3級	1	4. 2	
	4 級	45	13. 4	4級	3	12. 5	
	5 級	11	3. 3				
	∌T	(6)	(100.0)	⇒1.	(5)	(100.0)	
	計	335	100.0	計	24	100.0	

級別の基準となる職務

	. 4 3 単劣				
区 分	一般行政職				
1級	主事の職務				
2級	主任の職務				
3級	1 係長の職務				
る形文	2 主査の職務				
	1 課長の職務				
4 %TL	2 主幹の職務				
4 級	3 課長補佐の職務				
	4 副主幹の職務				
5級	1 部長の職務				
3 形文	2 理事の職務				
区分	技能労務職				
1級	主事の職務				
2級	主任の職務				
3級	主査の職務				
4級	統括主査の職務				
	-				

エ 期末手当・勤勉手当 ()内は,再任用職員

791711 _	<u> </u>	支給期別支給率	+44 = 3 ( 0 4)	職制上の段階、職務の級	
区分	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)	支給率計 (月分)	等による加算措置
補正後	(1. 20)	(1.15)	_	(2.35)	(無)
州丘坂	2. 275	2. 175	_	4. 45	有
補正前	(1.20)	(1. 20)	-	(2.40)	(無)
伸上則	2. 275	2. 275	-	4. 55	有
国の制度	(1. 175)	(1.075)	_	(2.25)	(有)
国の制度	2. 225	2. 075	-	4. 30	有

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等
支給率等	23. 00	30. 50	43. 00	43. 00	_
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

力 地域手当(令和3年11月1日現在)

支給対象地域	支給率(%)	支給対象職員数(人)	国の指定基準に基づく 支給率 (%)
東京都狛江市	16. 0	449	16. 0

キ 特殊勤務手当

R //	全職種	代 表 的	な職種	
<u>Δ</u>	土,根、作	一般行政職	技能労務職	
給与総額に対する比率(%)	0.01	0.01	-	
支給対象職員の比率 (%)	F 7	C 0		
(令和3年11月1日現在)	5. 7	6.0	-	
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当、感染症防疫	作業手当	,	

ク その他の手当

クーでの他のチョー	T - 444			36 FB - !		
区 分	国の制度との異同			差 異 の 内 容		
		配偶者	市	6,000円	国	6, 500円
		(技能労務職除	く4級職」	員 3,000円)		
		子	市	9,000円	玉	10,000円
扶養手当	異なる	特定期間にある子 (加算)	市	4,000円	玉	5,000円
		その他	市	6,000円	玉	6, 500円
		(技能労務職除	く4級職」	員 3,000円)		
		※市においては、5級職員に対	けして,挟	養手当不支給		
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃 を支払っている35歳未満の 職員)	市	15, 000円	玉	最高支給限度額27,000円 (借家・借間に居住する者)
通勤手当	異なる	交通機関利用	市	最高支給限度額 55,000円	国	最高支給限度額 55,000円
地劃十日	共なる	交通用具利用	市	2,600円~11,000円	玉	2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補 正)

					令和2年	度末まで	の支出()	見込)額	令和4年度以降	隆の支出	十一定額	左	の財		源 内	訳
事	項	限	度	額	.tten			about a	-tin   111		abort.	特	定	材	源	An. n   Nr.
					期間		金 	額	期間	金	金額	国都支出金	地方債		その他	一般財源
				千円				千円			千円	千円	千	H	千円	千円
狛江市土地開 公 共 用 地	発公社が令和3年度にの の 先 行 取 得 事	加江市: が令和: 業 得する に要する	3 年度 用地等	要中に取					令和8年度まで	で限度	額に同じ					全額

# 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書(補正)

	F		/\		~ ~ <i>r</i>	~ r = + = + =	当該年度中	増減見込み	Water to the term to the last term to th
	区分			前前年度末現在高	I I		当該年度中元金償還見込額	当該年度末現在高見込額	
1.	普	通		債	千円 8,423,760	千円 8,203,884	千円 802,000	千円 705,403	千円 8,300,481
	(1)	総	務	債	648, 910	593, 478		55, 751	537, 727
	(2)	民	生	債	1, 987, 748	1, 979, 786		74,279	1, 905, 507
	(3)	衛	生	債	455,038	449,078		21, 554	427, 524
	(4)	土.	木	債	1, 851, 879	1, 643, 930	58,000	189, 286	1, 512, 644
	(5)	消	防	債	287, 769	259, 137		28,651	230, 486
	(6)	教	育	債	3, 192, 416	3, 278, 475	744,000	335, 882	3, 686, 593
2.	減税	補 -	てん	債	292, 236	213, 171		66,832	146, 339
3.	臨時月	財 政	対第	竞 債	10,625,177	10, 501, 791	887,000	842, 022	10, 546, 769
4.	減収	補	てん	債		31,011			31,011
	合		計		19, 341, 173	18, 949, 857	1, 689, 000	1, 614, 257	19,024,600

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額(未収入特定財源)を含む。

# 議案第 44 号

令和3年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

# 提案理由

下水道事業会計予算を補正する必要が生じたため。

議案第44号別紙

# 令和3年度

狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)

# 令和3年度 狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和3年度狛江市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量の補正)

第2条 令和3年度狛江市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(事項)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(4) $=$	ビ要な建設改良事業			
イ	管路整備事業	183,893千円	90,349千円	274, 242千円

(収益的支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
		支	出		
第1款	下水道事業費用	1,396,034千円		△3,623千円	1,392,411千円
第1項	営業費用	1,339,948千円		881千円	1,340,829千円
第2項	営業外費用	55,085千円		$\triangle$ 4,504千円	50,581千円

#### (資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額155,857千円は、過年度分損益勘定留保資金62,397千円、当年度分損益勘定留保資金39,610千円、当年度利益剰余金処分額40,000千円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,850千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額157,040千円は、過年度分損益勘定留保資金32,905千円、引継金85,752千円、当年度分損益勘定留保資金29,167千円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,216千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	302,520千円	89,935千円	392, 455千円
第1項 企業債	160,945千円	2,500千円	163,445千円

第 3 項 負担金等 32,233千円 87,435千円 119,668千円

支 出

第1款資本的支出458,377千円91,118千円549,495千円第1項建設改良費183,893千円90,349千円274,242千円第3項企業債償還金231,409千円769千円232,178千円

#### (企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計	
公共下水道債	117,870 千円	2,500 千円	120, 370 千円	
計	160,945 千円	2,500 千円	163, 445 千円	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のとおり補正する。

(科目)(既決予定額)(補正予定額)(計)(1)職員給与費75,474千円1,230千円76,704千円

令和3年11月26日提出

狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)に関する説明書

# 令和3年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

# 収益的収入及び支出 支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 費用			1, 396, 034	△ 3, 623	1, 392, 411
	1 営業費用		1, 339, 948	881	1, 340, 829
		4 総係費	193, 017	881	193, 898
	2 営業外費用		55, 085	△ 4,504	50, 581
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	46, 397	$\triangle$ 4, 504	41,893

## 資本的収入及び支出 収 入

	款	項	目	既決予定額	補正予定額	
1	資本的収入			302, 520	89, 935	392, 455
		1 企業債		160, 945	2, 500	163, 445
			1 建設改良企 業債	160, 945	2, 500	163, 445
		3 負担金等		32, 233	87, 435	119, 668
		3 負担金等	1 工事負担金	32, 233	87, 435 87, 435	119, 668

# 支 出

	款		項	目	既決予定額	補正予定額	<b>計</b>
1					458, 377	91, 118	549, 495
1	資本的支出		7九二0.77. 卢 曲				
		1	建設改良費		183, 893	90, 349	274, 242
				1 管路建設改良費	183, 893	90, 349	274, 242
		3	企業債償還金		231, 409	769	232, 178
			金				
				1 企業債償還金	231, 409	769	232, 178

## 令和3年度狛江市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	55, 144
減価償却費	245, 632
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 1,665
貸倒引当金の増減額(△は減少)	98
受取利息及び配当金	$\triangle$ 1
長期前受金戻入	△ 206, 022
支払利息及び企業債取扱諸費	41, 893
未収金の増減額(△は増加)	△ 1,534
前払金の増減額(△は増加)	45, 430
未払金の増減額(△は減少)	△ 12, 329
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	166, 646
利息及び配当金の受取額	1
利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u>△</u> 41,893
業務活動によるキャッシュ・フロー	124, 754
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 506, 251
無形固定資産の取得による支出	△ 39, 160
国庫補助金等による収入	24, 627
一般会計等からの繰入金による収入	85, 134
負担金による収入	38, 135
寄附金による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle$ 397, 514
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良目的企業債による収入	417,945
建設改良目的企業債の償還による支出	△ 232, 178
財務活動によるキャッシュ・フロー	185, 767
資金に係る換算差額	0
資金増加額(又は減少額)	△ 86, 993
資金期首残高	261,717
資金期末残高	174,724
25	111,121

1 総 括 【】内は、会計年度任用職員 別掲

E //	区 ( ) 聯		給 与 費		
区 分	職員数(人)	報酬	給 料	職員手当	
補正後	[1] 8	1, 898	32, 799	28, 953	
補正前	[1] 8	1, 898	32, 223	28, 520	
比較	[0]	0	576	433	

(職員手当の内訳)

(1)60/24/1 11/1	·/					
区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当
補正後	5, 765	1, 554	1, 764	180	2, 840	15, 745
補正前	5, 673	1, 464	1, 764	180	2, 840	15, 424
比 較	92	90	0	0	0	321

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別內訳
給料	576	給与改定に伴う増減分
形 村	570	その他の増減分 576
職員手当	433	制度改定に伴う増減分 △ 280
	433	その他の増減分 71:

## 明 細 書

		(単位:千円)
計	法定福利費	合 計
63, 650	13, 054	76, 704
62, 641	12, 833	75, 474
1, 009	221	1, 230

(単位:千円)

特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備考
0	717		388	
0	779		396	
0	△ 62		△ 8	

(単位:千円)

				(半世	: T門)
	説	明		備	考
給与改定に伴う増減分					
新陳代謝等に伴う増加分			576		
制度改定に伴う減少分			△ 280		
その他の増加分			713		

# 3 給料及び職員手当の状況 ア 職員1人当たり給与

<u> / 概員:パヨたり刷子</u>		
区分		一般行政職
	平均給料月額(円)	346, 825
令和3年11月1日現在	平均給与月額(円)	447, 468
	平均年齢 (歳)	44.0
	平均給料月額(円)	330, 100
令和3年1月1日現在	平均給与月額(円)	444, 639
	平均年齢 (歳)	42.0

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	技能 労務 職 (円)
高 校 卒	145, 600	143, 000
大 学 卒	183, 700	

ウ 級別職員数

ウ 級別職員数 区 分		一般行政職		技 能 労 務 職			
	級	職員数 (人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	
	1級	2	25. 0	1級			
	2級	2	25. 0	2級			
令和3年11月1日現在	3級	2	25. 0	3 級			
节和3年11月1日現住	4級	2	25. 0	4 級			
	5級	0	0.0				
	計	8	100.0	計			
	1級	3	37. 5	1級			
	2級	2	25. 0	2級			
令和3年1月1日現在	3級	1	12. 5	3 級			
节和3年1月1日現住	4級	2	25. 0	4 級			
	5級	0	0.0				
	計	8	100.0	計			

技	能	労	務	職

国の制度
一般行政職 (円)
150, 600
186, 700(総合職) 182, 200(一般職)

級別の基準となる職務

	なの戦物		
区 分	一般行政職		
1級	主事の職務		
2級	主任の職務		
3 級	1 係長の職務		
0 ///2	2 主査の職務		
	1 課長の職務		
4級	2 主幹の職務		
4 ///	3 課長補佐の職務		
	4 副主幹の職務		
5 級	1 部長の職務		
り救	2 理事の職務		
区 分	技能労務職		
1級	主事の職務		
2級	主任の職務		
3級	主査の職務		
4 級	統括主査の職務		

エ 期末手当・勤勉手当

支給期別支給率			
区分 6月(月分)	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)
補正後	2. 275	2.175	
補正前	2. 275	2. 275	
国の制度	2. 225	2.075	

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)
支給率等	23. 00	30. 50	43. 00
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709

カ 地域手当(令和3年11月1日現在)

支給対象地域		支給率(%)	支給対象職員数(人)
	東京都狛江市	16. 0	8

キ 特殊勤務手当

区分	人 聯 秳	代 表 的
区 分	全職種 	一般行政職
給与総額に対する比率(%)		
支給対象職員の比率 (%)		
(令和3年11月1日現在)		
代表的な特殊勤務手当の名称		

ク その他の手当

<u>ク その他の手目</u>			
区分	国の制度との異同		差 異
扶養手当	異なる	配偶者     市       (技能労務職除く4編子     市       特定期間にある子(加算)     市       その他     市       (技能労務職除く4編編員に対して       ※市においては、5級職員に対して	9,000円 4,000円 6,000円 及職員 3,000円)
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃 を支払っている35歳未満の 職員)	15,000円
通勤手当	異なる	交通機関利用 市	最高支給限度 額 55,000円
		交通用具利用 市	2,600円 ~11,000円

支給率計 (月分)	職制上の段階, 職務の級等による 加算措置
4. 45	有
4. 55	有
4. 30	有

最高限度(月分)	その他の加算措置等
43.00	
47. 709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

国の指定基準に基づく 支給率(%)	
16. 0	

な	職	種
		技能労務職

の内容	
玉	6, 500円
国国	10, 000円 5, 000円 6, 500円
国	最高支給限度額 27,000円 (借家・借間に居住する者)
国	最高支給限度額 55,000円
玉	2,000円 ~31,600円

# 令和3年度狛江市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位:千円)

資	産	$\mathcal{O}$	部
貝	/±.	0)	디디

			貝 庄 🗸	기 타		
1	固	定資産				
	イ	土 地		48, 217		
	口	建物	6, 553			
		減価償却累計額	0	6, 553		
	ハ	構 築 物	9, 937, 736			
		減価償却累計額	△ 435, 487	9, 502, 249		
	=	機 械 及 び 装 置	82, 421			
		減価償却累計額	△ 7,067	75, 354		
	朩	車 両 運 搬 具	50			
		減価償却累計額	0	50		
	^	工具、器具及び備品	82			
		減価償却累計額	△ 23	59		
	チ	建 設 仮 勘 定		69, 763		
		有形固定資産合計			9, 702, 245	
	=	施 設 利 用 権		708, 410		
		無形固定資産合計			708, 410	
		固定資産合計				10, 410, 655
2	流	動 資 産				
	(1)	現 金 預 金			174, 724	
	(2)	未 収 金		114, 006		
		貸 倒 引 当	金	△ 1,356	112, 650	
		流 動 資 産 合	計			287, 374
		資 産 合	計			10, 698, 029

## 負 債 の 部

				)\	HIP			
3	固	定負	債					
	(1) 企	業	債					
			合 計				3, 662, 514	
		固定負債	合 計					3, 662, 514
			Ц Н					0, 002, 011
4	流	動 負	債					
4							006 047	
	(2) 企	業	債				236, 047	
	(5) 未	払	金				107, 835	
	(9) 引	当	金				5, 978	
	(10) そ	の他流動負	債				900	
		流動負債	合 計					350, 760
5	繰	延収	益					
	(1) 長	期 前 受	金				6, 271, 126	
	長期	目前受金収益化累計	十額				△ 413,611	
		繰 延 収 益	合 計					5, 857, 515
		負 債 合	計				_	9, 870, 789
							_	
				資本の	の部			
				貝 平 い	(J 타			
6	資	本	金					604, 216
							_	
7	剰	余	金					
	(1) 資	本 剰 余	金					
	1		助金			6, 835		
	口	都 補 助	金			2, 638		
	=	受 贈 財 産 評				31, 472		
	ホ	寄 附	金			1		
		資本剰余金	: 合計				40, 946	
	(2) 利	益 剰 余	金					
	ホ	当年度未処分利益	<b>益剰余金</b>			182, 078		
		(当年度未処理)	て損金)					
		利益剰余金	: 合計				182, 078	
		剰 余 金	合 計					223, 024
		資 本 合					_	827, 240
		負 債 資 本	合 計				_	10, 698, 029
							_	

## 注記

I. 重要な会計方針

狛江市下水道事業会計については、令和2年度より地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用し、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成している。

- 1 固定資産の減価償却の方法
- (1)有形固定資産
  - ・減価償却の方法 定額法による。
  - 主な耐用年数

建物 50 年

構築物 50年

機械及び装置 10~30年

車両運搬具 6年

工具,器具及び備品 6年

- (2)無形固定資産
  - ・減価償却の方法 定額法による。
  - ・主な耐用年数 施設利用権 45年
- 2 引当金の計上方法
- (1)退職給付引当金

職員の退職手当は,退職手当組合負担金として計上しているため,退職手当に係る引当金の計上はしていない。

(2) 賞与引当金·法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、 当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(3)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため,貸倒実績率等による回収不能額を計上 している。

- 3 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。
- Ⅱ. 予定貸借対照表等
- 1 企業債の償還に係る他会計の負担 貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から

起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる金額は2,833,021千円である。

### Ⅲ. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

#### Ⅳ. その他の注記

- 1 賞与引当金の取崩し
- (1)令和3年度の予定(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) 令和3年度において,職員の期末勤勉手当及び期末勤勉手当に係る 法定福利費として,賞与引当金及び法定福利費引当金5,978千円を取 り崩すこととしている。

狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)に関する参考資料

# 令和3年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画明細

## 収益的支出

(単位:千円)

					(井広・111)
款項目	節	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 下水道事 業費用		1, 396, 034	△ 3,623	1, 392, 411	
1 営業費用		1, 339, 948	881	1, 340, 829	
4 総係費		193, 017	881	193, 898	
	1 給料	24, 828		25, 197	
	2 手当	18, 174	388	18, 562	職員手当 388
	3 賞与引当 金繰入額	3, 991	26	4, 017	賞与引当金繰入額 26
	6 法定福利 費	8, 920	223	9, 143	法定福利費 223
	7 法定福利 費引当金 繰入額	880	△ 125	755	法定福利費引当金繰入額 △ 125
2 営業外費 用		55, 085	△ 4,504	50, 581	
1 支払利 息及び 企業債 取扱諸 費		46, 397	△ 4, 504	41, 893	
	1 企業債利	46, 397	△ 4, 504	41, 893	企業債利息 △ 4,504

## 資本的収入

(単位:千円)

	款項目		節	既決予定額	補正予定額	合計	備考	
<b>-</b>	資本的収			302, 520	89, 935	392, 455		
L	入							
	1 企業債			160, 945	2, 500	163, 445		
	1 建設改 良企業 債			160, 945	2, 500	163, 445		
		1	建設改良 企業債	160, 945	2, 500	163, 445	公共下水道整備事業債 2,5	500
	3 負担金等			32, 233	87, 435	119, 668		
	1 工事負 担金			32, 233	87, 435	119, 668		
		1	工事負担 金	32, 233	87, 435	119, 668	根川雨水幹線整備負担金 87,4	135

## 資本的支出

(単位:千円)

	款項目		節	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1	資本的支 出			458, 377	91, 118	549, 495	
	1 建設改良 費			183, 893	90, 349	274, 242	
	1 管路建 設改良 費			183, 893	90, 349	274, 242	
		1	給料	7, 395	207	7,602	給料 207
		2	手当	5, 204	△ 26	5, 178	職員手当 △ 26
		3	賞与引当 金繰入額	1, 151	45	1, 196	賞与引当金繰入額 45
		6	法定福利 費	2, 779	156	2, 935	法定福利費 156
		7	法定福利 費引当金 繰入額	254	△ 33	221	法定福利費引当金繰入額 △ 33
		36	工事請負費	132, 053	90, 000	222, 053	根川第1雨水幹線逆流防止 90,000 ゲート設置工事
	3 企業債償 還金			231, 409		232, 178	
	1 企業債 償還金			231, 409		232, 178	
		1	建設企業 債元金償 還金	231, 409	769	232, 178	建設企業債元金償還金 769

### 議案第 45 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改正前
(職員の服務の宣誓)	(職員の服務の宣誓)
第2条 新たに職員となった者は、任命権者の定める宣誓書 <u>を任</u>	第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の指定
<u>命権者に提出して</u> からでなければその職務を行ってはならな	<u>する職員の面前において</u> 任命権者の定める宣誓書 <u>に署名して</u> か
V'o	らでなければその職務を行ってはならない。
2 (略)	2 (略)

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

## 提案理由

職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第68号)の施行に伴い、所要の改正を行うため。

#### 議案第 46 号

狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

- 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後

(特別休暇)

動困難休暇及び退勤途上休暇を承認するものとする。

- |2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、会計年度任用職員に|2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、会計年度任用職員に ついて、特別休暇のうち、永年勤続休暇及びボランティア休暇」ついて、特別休暇のうち、出産支援休暇、永年勤続休暇及びボ 以外のものを承認するものとする。
- 3 (略)

(特別休暇)

**第17条** 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の**第17条** 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の 特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における□特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における |休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休||休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休 暇,官公署出頭休暇,妊娠出産休暇,妊娠初期休暇,母子保健 暇,妊娠出産休暇,妊娠初期休暇,母子保健健診休暇,妊婦通 健診休暇,妊婦通勤時間,育児時間,出産支援休暇,育児参加 勤時間,育児時間,出産支援休暇,育児参加休暇,子の看護休 休暇、子の看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、永年勤続休暇、事」暇、生理休暇、慶弔休暇、永年勤続休暇、事故休暇、骨髄提供 故休暇、骨髄提供等に係る休暇、夏季休暇、ボランティア休」等に係る休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、短期の介護休 暇、短期の介護休暇、不妊治療休暇、現住居の滅失等休暇、出」暇、官公署出頭休暇、現住居の滅失等休暇、出動困難休暇及び 退勤途上休暇を承認するものとする。

改正前

ランティア休暇以外のものを承認するものとする。

(略)

改正後

改正前

(会計年度任用職員の特例)

**第20条** 会計年度任用職員にあっては、第16条から前条までに規**第20条** 会計年度任用職員にあっては、第16条から第19条までに 定する休暇(第17条に規定する公民権行使等休暇、官公署出頭 休暇、妊娠出産休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休」暇、事故休暇、夏季休暇、官公署出頭休暇、現住居の滅失等休 暇、事故休暇、夏季休暇、不妊治療休暇、現住居の滅失等休 暇、出勤困難休暇及び退勤途上休暇を除く。)については、そ 暇,出勤困難休暇及び退勤途上休暇を除く。)については、そ の勤務しない時間につき、狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償 の勤務しない時間につき、狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例(令和元年条例第24号)第2条第1 及び期末手当に関する条例(令和元年条例第24号)第2条第1 項に規定する報酬の額から規則で定める勤務1時間当たりの報 酬額を乗じた額を減額する。 酬額を乗じた額を減額する。

(会計年度任用職員の特例)

規定する休暇(第17条に規定する公民権行使等休暇、慶弔休 項に規定する報酬の額から規則で定める勤務1時間当たりの報

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

不妊治療のための休暇の新設に伴い、所要の改正を行うため。

#### 議案第 47 号

**狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例** 

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

**狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例** 

狛江市職員の給料等に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (期末手当) (期末手当) 第18条 (略) 第18条 (略)

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは | 失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職 | 失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職 - し、又は死亡した日現在。この条において同じ。)において職 | し、又は死亡した日現在。この条において同じ。)において職 - 員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域|- 員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域| 手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の給料月額及 びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に掲げる区分に」びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に掲げる区分に 応じた割合を乗じて得た額を加算した額(以下「給与月額」と いう。) を基礎額として、100分の120.0を乗じた額に基準日以 前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任 命権者が定める割合を乗じた額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のう|3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のう
- 手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の給料月額及 応じた割合を乗じて得た額を加算した額(以下「給与月額」と いう。) を基礎額として, 100分の125.0を乗じた額に基準日以 前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任 命権者が定める割合を乗じた額とする。
  - ちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の ちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の

74	_	1.51
改	11-	後

適用については、同項中「100分の120.0」とあるのは「100分 の100.0」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職 務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用について る。

「100分の67.5」とする。ただし、別表第1の適用を受ける再 - 任用職員のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対 | 任用職員のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対 | する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120.0」 しない。

#### 改正前

適用については、同項中「100分の125.0」とあるのは「100分 の105.0」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職 務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用について - は、同項中「100分の120.0」とあるのは「100分の90.0」とす は、同項中「100分の125.0」とあるのは「100分の95.0」とす る。

前2項の規定にかかわらず、再任用職員に対する第2項の規4 前2項の規定にかかわらず、再任用職員に対する第2項の規 | 定の適用については、同項中「100分の120.0| とあるのは | 定の適用については、同項中「100分の125.0 | とあるのは | 「100分の70.0」とする。ただし、別表第1の適用を受ける再 する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125.0」 とあるのは「100分の57.5」として適用し、前項の規定を適用 とあるのは「100分の60.0」として適用し、前項の規定を適用 しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

(令和3年12月に支給する期末手当の特例)

- 2 令和3年12月に支給する期末手当については、第18条の改正規定にかかわらず、同条第2項中「100分の120.0」とあるのは 「100分の115.0」とし、同条第3項中「100分の100.0」とあるのは「100分の95.0」と、「100分の90.0」とあるのは「100分の 85.0」とし、同条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65.0」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の55.0」とする。 (狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 3 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年条例第28号)の一部を次のように改正する。 第10条第2項中「100分の125.0」を「100分の120.0」に、「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

#### 提案理由

東京都人事委員会勧告に基づく期末手当の改定に伴い、所要の改正を行うため。

## 議案第 48 号

狛江市都市計画事業基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市都市計画事業基金条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画事業基金条例(令和2年条例第26号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改正前
(管理)	(管理)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、基金に属する現金は、必要に応	2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価
じ、最も確実かつ有利な有価証券に換え、又は確実な償還方	<u>証券に換えることができる。</u>
法,期間及び利率を定めて狛江市土地開発公社に貸し付けるこ	
<u>とができる。</u>	

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

### 提案理由

狛江市土地開発公社への基金の貸付けに伴い, 所要の改正を行うため。

### 議案第 49 号

狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例(平成30年条例第36号)の一部を次のように改正する。

加江市放保後ノノノの改直及の官互に関する未例(十成50十末)	が第50分)の一部を扱いように改正する。
改 正 後	改正前
(名称及び位置等)	(名称及び位置等)
第2条 放課後クラブの名称,位置及び定員は, <u>別表の</u> とおりと	<b>第2条</b> 放課後クラブの名称,位置及び定員は, <u>次に掲げる</u> とお
する。ただし、市長が必要と認めるときは、定員を超えて入会	りとする。
<u>させることができる。</u>	
	(1) 名称 第五小学校放課後クラブ
	(2) 位置 狛江市東野川一丁目36番13号
	(3) 定員 80人
(入会対象者)	(入会対象者)
第4条 放課後クラブの入会対象者は、次に掲げる条件を満たす	第4条 放課後クラブの入会対象者は、次に掲げる条件を満たす
児童とする。	児童とする。
(1) 各放課後クラブを実施する小学校に在籍し、又は学区域	(1) <u>狛江市立狛江第五小学校の在籍児童</u> 又は学区域内に住所
内に住所を有すること。	を有すること。
(2) (略)	(2) (略)

2 (略)       1表 (第2条関係)       名称     位置       第一小学校放 課後クラブ     狛江市和泉本町一丁目37番1号 狛 江第一小学校特別教室棟内   2 (略)  80人		改正後				改 1	三前	
名称   位置   定員	2 (略)			2	(略)			
第一小学校放	<b>別表</b> (第2条関係)	<u>)                                    </u>						
	名称	位置	定員					
			80人					

付 則

第五小学校放

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月22日から施行する。

狛江市東野川一丁目36番13号

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一小学校放課後クラブの項中「80人」とあるのは、令和3年度に限り「50人」とする。

80人

3 この条例の施行の際,現に狛江市放課後クラブ実施規則(平成25年規則第86号)第7条第1項の規定により第一小学校放課後クラブの入会の決定を受けた者は、狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例第5条の規定により入会の決定を受けた者とみなす。

(準備行為)

4 この条例の施行に際し入会の手続その他必要な準備行為については、この条例の施行の目前においても行うことができる。

## 提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により第一小学校放課後クラブを公の施設として規定するため。

### 議案第 50 号

狛江市下水道使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道使用料条例の一部を改正する条例

狛江市下水道使用料条例(昭和47年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の徴収方法)	(使用料の徴収方法)
第3条 使用料は、払込み、口座振替又は地方自治法(昭和22	年第3条 使用料は、払込み、口座振替又は地方自治法(昭和22年
法律第67号) <u>第231条の2の3第1項</u> の規定による <u>指定納付</u>	受 法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者に
<u>託者による納付</u> の方法により隔月に徴収する。ただし、市長	が よる納付(市長が別に定めるものに限る。) の方法により隔月
特に必要があると認めたときは、この限りでない。	に徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、
	この限りでない。

付 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)の施行に伴い、所要の改正を行うため。

### 議案第 51 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約(昭和42年4月1日東京都知事届出)の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
別表	別表
国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武	国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武
蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞	蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞
穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村	穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村
神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ケ島村 小笠原村 東	神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ケ島村 小笠原村 東
京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多	京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多
摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合	摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合
羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益	羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益
事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合 柳	事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合 柳
泉園組合 多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合	泉園組合 多摩六都科学館組合

附則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。

### 提案理由

秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったことに伴い、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため。

## 議案第 52 号

狛江市土地開発公社定款の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市土地開発公社定款の変更について

狛江市土地開発公社定款(昭和49年定款第1号)の一部を次のように変更する。

変 更 後	変更前	
<u>目次</u>		
<u>第1章</u> <u>総則(第1条—第5条)</u>		
第2章 役員及び職員(第6条―第12条)		
<u>第3章</u> 理事会(第13条—第17条)		
<u>第4章</u> <u>評議員会(第18条—第22条)</u>		
<u>第5章</u> 業務及びその執行(第23条・第24条)		
第6章 基本財産の額その他資産及び会計 (第25条―第29条)		
<u>第7章</u> <u>雑則(第30条・第31条)</u>		
付則		
(事務所)	(事務所)	
第2条 公社の事務所は、東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号	第2条 公社の事務所は、東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号	
	狛江市役所内に <u>おく</u> 。	

変更後	変更前
(目的)	(目的)
第3条 公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行	第3条 公社は,公共用地 <u>または</u> ,公用地等の取得,管理 <u>および</u>
<u>う</u> ことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与す	<u>処分等を行なう</u> ことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の
ることを目的とする。	増進に寄与することを目的とする。
<b>第2章</b> 役員 <u>及び</u> 職員	<b>第2章</b> 役員 <u>および</u> 職員
(役員の種別)	   (役員の種別)
	<b>第6条</b> 公社に次の役員を置く。
	(1) 理事 8名以上10名以内(うち理事長1名 <u>常務理事</u> 出
事及び出納理事各1名を含む。)	
(2) (略)	(2) (略)
(役員の任命)	(役員の任命)
第7条 理事 <u>及び</u> 監事は <u>, 狛江市長</u> が任命する。	第7条 理事 <u>および</u> 監事は <u>狛江市長</u> が任命する。
2 理事長,常務理事及び出納理事は,理事の互選により決定す	2 理事長,常務理事 <u>および</u> 出納理事は,理事の互選により決定
る。	する。
	(40.日 の IIII 75 よい L マド45 7日 )
(役員の職務 <u>及び</u> 権限) 第8条 (略)	(役員の職務 <u>および</u> 権限) <b>第8条</b> (略)
<b>第8条</b> (略) 2~4 (略)	$2\sim4$ (略)
N. E.	^^^4 (略)  5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第
66号) 第16条第8項の職務を行う。	66号) 第16条第8項の職務を行なう。
COUNTY CONTRACTOR CONT	20.0 1 10.0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
(役員の任期)	(役員の任期)
第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期	第9条 役員の任期は、2年とする。ただし <u>補欠役員</u> の任期は、
A STATE OF THE PROPERTY OF	The state of the s

前任者の残任期間とする。

は、前任者の残任期間とする。

変更後	変更前
2 (略)	2 (略)
(役員の兼任禁止)	(役員の兼任禁止)
<b>第10条</b> 理事 <u>及び</u> 監事は、相互に兼ねることができない。	<b>第10条</b> 理事 <u>および</u> 監事は、相互に兼ねることができない。
(兼職の禁止)	(兼職の禁止)
営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事	
古州で日明とする団体の収負となり、 <u>大は日号</u> 古州事業に従事   してはならない。	されてもいこりる団体の役員となり、 <u>よんは日から</u> 呂州事業に   従事してはならない。
	(世事してはなりない。
(設置 <u>及び</u> 構成)	(設置および構成)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 (略)	2 (略)
(招集)	(招集)
第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、 <u>又は</u> 理事 <u>若しく</u>	第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、 <u>または</u> 理事 <u>もし</u>
<u>は</u> 監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求が	くは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求
あったときに理事長が招集する。	があったときに理事長が招集する。
2 理事会を招集するときは、理事に対して付議事項及びその内	2 理事会を招集するときは、理事に対して付議事項 <u>および</u> その
容並びに招集の日時、場所等を示してあらかじめ文書をもって	内容 <u>ならびに</u> 招集の日時,場所等を示してあらかじめ文書をも
通知しなければならない。	って通知しなければならない。
(議事)	(議事)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 (略)	
	3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、
議長を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数のとき	出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

変更後	変更前
は、議長の決するところによる。	するところによる。
4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。	4 監事は、理事会に出席して意見を <u>のべる</u> ことができる。
(議決事項)	(議決事項)
第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならな	第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならな
V'o	l',ο
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 毎事業年度の予算,事業計画及び資金計画	(3) 毎事業年度の予算,事業計画 <u>および</u> 資金計画
(4) 毎事業年度の財産目録,貸借対照表,損益計算書,キャ	(4) 毎事業年度の財産目録,貸借対照表,損益計算書 <u>および</u>
<u>ッシュ・フロー計算書及び</u> 事業報告書	事業報告書
(5) 規程の制定,改正又は廃止	(5) 規程の制定 <u>または改正もしくは</u> 廃止
(6) • (7) (略)	(6)・(7) (略)
2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、議長を除く	2 前項第1号 <u>および</u> 第2号に掲げる事項については、出席理事
出席理事の3分の2以上の決するところによる。	の3分の2以上の決するところによる。
(議事録)	(議事録)
第17条 理事会の議事については、次の事項を記録した議事録を	
作成しなければならない。	作成しなければならない。
(1) 会議の日時及び場所	(1) 会議の日時 <u>および</u> 場所
$(2)\sim(4)$ (略)	$(2)\sim(4)$ (略)
	2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出さ
た議事録署名人2名以上が署名しなければならない。	れた議事録署名人2名以上が署名しなければならない。
(設置 <u>及び</u> 構成)	(設置 <u>および</u> 構成)
第18条 公社の運営に関する基本事項について、理事長の諮問に	
応ずるため、評議員会を <u>置く</u> 。	応ずるため, 評議員会を <u>おく</u> 。
2 (略)	2 (略)

変更後	変更前
(評議員の委嘱)	(評議員の委嘱)
第19条 評議員は、理事会の <u>推薦</u> を得て理事長が委嘱する。	第19条 評議員は、理事会の <u>推せん</u> を得て理事長が委嘱する。
(評議員の任期)	(評議員の任期)
	第20条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任
期は、前任者の残任期間とする。	期は前任者の残任期間とする。
2 (略)	2 (略)
(July 17 × 1875 24)	
(招集 <u>及び</u> 運営) <b>第22条</b> (略)	(招集 <u>および</u> 運営) 第22条 (略)
$2 \sim 4$ (略)	$2\sim4$ (略)
2 · 4 (MD)	
<b>第5章</b> 業務 <u>及び</u> その執行	<b>第5章</b> 業務 <u>および</u> その執行
(業務の範囲)	(業務の範囲)
	<b>う</b> 。
(1) (略)	
	(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業並びに地域開発
	のためにする臨海工業用地,内陸工業用地,流通事業団の造
	成事業を行うこと。
(2) <u>前号</u> の業務に附帯する業務を行うこと。	(3) <u>前2号</u> の業務に附帯する業務を行うこと。
	2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内にお
いて、次の掲げる業務を行う。	いて、次の掲げる業務を行う。
	(1) 前項第1号の土地の造成又は同項第2号の事業の実施と
べき公共施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び	<u>あわせて</u> 整備されるべき公共施設の整備で地方公共団体の委

変更後	変更前
当該事業に附帯する業務を行うこと。	託に基づくもの及び当該事業に附帯する業務を行うこと。
(2) 国、地方公共団体その他の公共的団体の委託に基づき、	(2) 国,地方公共団体その他の <u>公共団体の</u> 委託に基づき,土
土地の所得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業	地の所得のあっせん,調査,測量その他これらに類する業務
務を行うこと。	を行うこと。
第6章 基本財産の額その他資産 <u>及び</u> 会計	第6章 基本財産の額その他資産 <u>および</u> 会計
(資産)	(資産)
第25条 (略)	第25条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 基本財産は、安全確実な方法により管理するものとし、これ	3 基本財産は、安全確実な方法により管理するものとし、これ
を <u>取り崩して</u> はならない。	を <u>とりくずして</u> はならない。
(事業年度)	(事業年度)
第26条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31	第26条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31
日に <u>終わる</u> 。	日に <u>終る</u> 。
(利益 <u>及び</u> 損失の処理)	(利益 <u>および</u> 損失の処理)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 (略)	2 (略)
(余裕金の運用)	(余裕金の運用)
第29条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用し	第29条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用し
てはならない。	てはならない。
(1) 国債 <u>又は</u> 地方債の取得	(1) 国債 <u>または</u> 地方債の取得
(2) (略)	(2) (略)

変更後	変更前
(解散)	(解散)
第30条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た	第30条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を <u>得た</u>
上で, 狛江市議会の議決を経て, 東京都知事の認可を受けたと	<u>うえ</u> , 狛江市議会の議決を経て, 東京都知事の認可を受けたと
きに解散する。	きに解散する。
2 (略)	2 (略)
(規程への委任) 第31条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款 <u>及び</u> 業務方 法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。	(規程への委任) 第31条 公社の運営に関して必要な事項は,この定款 <u>および</u> 業務 方法書に定めるもののほか,規程の定めるところによる。

付 則

この定款は, 東京都知事の認可を受けた日から施行する。

## 提案理由

文言の整理に伴い, 所要の変更を行うため。

#### 同意第 2 号

狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都世田谷区成城
氏名・年齢	秋谷 隆一郎 · 50歳

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

### 提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため。

#### 同意第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市西野川
氏名・年齢	馬場 和佳 • 47歳

令和3年11月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

## 提案理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため。